

1年単位の变形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣業	株式会社 TAIYO	滋賀県近江八幡市鷹飼町656-2 (0748-43-0916)		110人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
10人 (0人)	令和7年9月1日より1年間	(別紙)	40時間00分	令和7年09月01日 ~令和8年08月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間00分 (時間分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	48時間00分 (時間分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数	6日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数	0日間	

旧協定の対象期間	1年	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	8時間00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	48時間00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	260日

協定の成立年月日 令和7年8月20日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 主任
氏名 木田啓志

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(挙手による)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和7年8月20日



東近江労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 竹田 幸広

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

1 年単位の变形労働時間制に関する協定書

株式会社 TAIYO（以下「会社」という）と、株式会社 TAIYO 従業員代表（以下「従業員代表」という）とは、「1 年単位の变形労働時間制」に関し、次のとおり協定する。

記

（勤務時間）

第 1 条 所定労働時間は、1 年単位の变形労働時間制によるものとし、1 年を平均して週 40 時間を超えないものとする。

2 1 日の所定労働時間は 7 時間 45 分とし、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

- ① 始業 8 時 15 分
- ② 終業 17 時 15 分
- ③ 休憩 12 時 00 分から 13 時 00 分まで

（起算日）

第 2 条 变形期間の起算日は、令和 7 年 9 月 1 日とする。

（休日）

第 3 条 变形期間の休日は次のとおりとし、毎週 1 日以上、年間 105 日以上となるよう書面（カレンダー）により特定する。

（所定労働日）

第 4 条 対象期間における所定労働日は、前条に定める休日以外の日とする。

（時間外手当）

第 5 条 会社は第 1 条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第 6 条 本協定による变形労働時間制は、株式会社岡本建設用品製作所を勤務地とする派遣社員に適用する。ただし、次のいずれかに該当する従業員は除くものとする。

- (1) 18 歳未満の年少者
- (2) 妊娠中又は産後 1 年を経過しない女子従業員のうち、本制度免除を申し出た者
- (3) 育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員の他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第 7 条 特定期間は、定めないものとする

（有効期間）

第 8 条 本協定の有効期限は、起算日から 1 年間とする。

令和 7年 8月 20日

株式会社 TAIYO

代表取締役 竹田 幸広

従業員代表 木田 啓志





2025年 年間カレンダー (1年単位変形労働時間制)

(株式会社岡本建設用品製作所 派遣社員用)

9月 2025

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月 2025

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月 2025

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月 2025

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月 2026

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 2026

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月 2026

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

4月 2026

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月 2026

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月 2026

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月 2026

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月 2026

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

・出勤日 252日

・休日 113日



株式会社 TAIYO